

「滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例」の一部改正について

■条例の概要

国が事業主体として実施する国営土地改良事業について、土地改良法第90条第2項に基づきその事業費の一部（以下「受益者負担金」という。）および特別徴収金を、受益者から県が徴収するための条例。

■改正の概要

＊別表（負担金対象となる事業一覧）の改正

今年度、事業着手する東近江地区国営土地改良事業を、徴収対象事業に追加し、受益者負担金を県が徴収できるようにするため、別表を改正する。また、大中の湖地区国営土地改良事業について、負担金の徴収が完了しているため、別表から削る。

（現行）

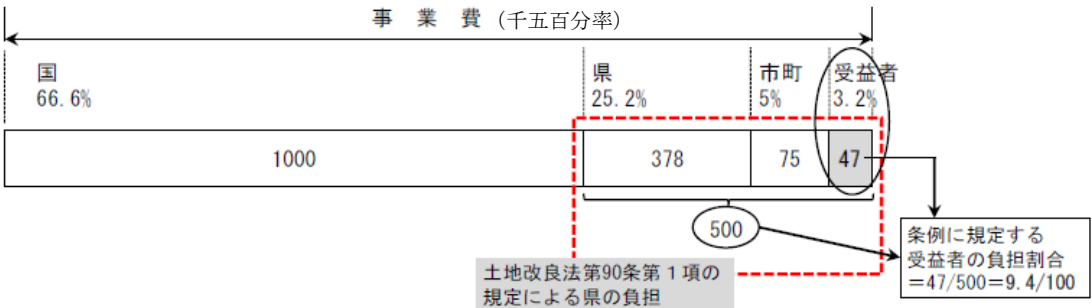
日野川地区国営土地改良事業	100 分の 31 (令和元年度以後の年度に行われる工事にあっては、100 分の 15)
湖東平野地区国営土地改良事業	100 分の 31 (令和元年度以後の年度に行われる工事にあっては、100 分の 15) (知事が定める工事にあっては、15 分の 1)
大中の湖地区国営土地改良事業	100 分の 31 (知事が定める工事にあっては、0)
湖北地区国営土地改良事業	100 分の 15

↓

（改正後）

日野川地区国営土地改良事業	100 分の 31 (令和元年度以後の年度に行われる工事にあっては、100 分の 15)
湖東平野地区国営土地改良事業	100 分の 31 (令和元年度以後の年度に行われる工事にあっては、100 分の 15) (知事が定める工事にあっては、15 分の 1)
（削除）	
湖北地区国営土地改良事業	100 分の 15
東近江地区国営土地改良事業	100 分の 9.4

【参考】条例に規定する負担割合について



■今後の予定

令和7年10月 環境・農水常任委員会

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和 7 年度から事業が開始される東近江地区国営土地改良事業について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第 2 項の規定に基づく国営土地改良事業に係る負担金を徴収するため、滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成19年滋賀県条例第44号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 負担金の徴収が完了している大中の湖地区国営土地改良事業について、負担金の徴収の対象から除くこととします。（別表関係）
- (2) 東近江地区国営土地改良事業について、土地改良法第 90 条第 2 項の規定に基づく国営土地改良事業に係る負担金を徴収することとし、負担金の総額は、同条第 1 項の規定による当該国営土地改良事業に係る負担金の額に 100 分の 9.4 を乗じて得た額とすることとします。（別表関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略 別表（第 2 条、第 3 条関係）		本則・付則 省略 別表（第 2 条、第 3 条関係）	
省略		省略	
大中の湖地区国営土地改良事業	<u>100分の31（知事が定める工事にあつては、0）</u>	（削除）	
省略		省略	
（新設）		東近江地区国営土地改良事業	<u>100分の9.4</u>